

報告第27号

一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
の専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年9月3日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月20日

一関市長 佐藤 善仁

一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年一関市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
[略]			[略]		
9 市長	[略]		9 市長	[略]	
10 市長	[略]	[略]	10 市長	[略]	[略]
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの			児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当_____の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		[略]			[略]
11 市長	[略]		11 市長	[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

報告第28号

一関市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年9月3日提出

一関市長 佐藤 善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月14日

一関市長 佐藤 善仁

一関市国民健康保険条例の一部を改正する条例

一関市国民健康保険条例（平成17年一関市条例第108号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(過料) 第8条 国民健康保険法第9条第1項若しくは <u>第9項</u> の規定による届出をせず、 <u>若しくは虚偽の届出をした者又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者は</u> 、10万円以下の過料に処する。	(過料) 第8条 国民健康保険法第9条第1項若しくは <u>第5項</u> の規定による届出をせず、 <u>又は虚偽の届出をした者</u> _____ は、10万円以下の過料に処する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における条例の施行の日以後にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

報告第29号

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第10号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年9月3日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行に伴い、岩手県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年岩手県指令市町村第887号）を次のとおり変更することの協議に関し、市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第10号の規定により、専決処分する。

令和6年8月19日

一関市長 佐藤 善仁

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第2備考中「当該年度」を「前年度」に、「10月1日」を「9月30日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 変更後の岩手県後期高齢者医療広域連合規約別表第2の規定は、令和7年度以後の年度分の関係市町村の負担金について適用し、令和6年度以前の年度分の関係市町村の負担金については、なお従前の例による。

改正前	改正後
<p>別表第1（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 被保険者証及び資格証明書の引渡し</p> <p>(3) 被保険者証及び資格証明書の返還の受付</p> <p>(4)～(6) [略]</p> </div> <p>別表第2（第17条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～3 [略]</p> <p>備考</p> <p>1 均等割については、<u>当該年度の10月1日</u>現在における市町村数による。</p> <p>2 人口割については、<u>当該年度の10月1日</u>現在の住民基本台帳人口による。</p> <p>3 後期高齢者人口割については、<u>当該年度の10月1日</u>現在の住民基本台帳に基づく75歳以上の人口数及び高齢者医療確保法第50条第2号の規定による認定を受けた者の数による。</p> <p>4 [略]</p> </div>	<p>別表第1（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>資格確認書等</u>の引渡し</p> <p>(3) <u>資格確認書等</u>の返還の受付</p> <p>(4)～(6) [略]</p> </div> <p>別表第2（第17条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～3 [略]</p> <p>備考</p> <p>1 均等割については、<u>前年度の9月30日</u>現在における市町村数による。</p> <p>2 人口割については、<u>前年度の9月30日</u>現在の住民基本台帳人口による。</p> <p>3 後期高齢者人口割については、<u>前年度の9月30日</u>現在の住民基本台帳に基づく75歳以上の人口数及び高齢者医療確保法第50条第2号の規定による認定を受けた者の数による。</p> <p>4 [略]</p> </div>

報告第30号

一関市一般会計に係る債権の放棄の報告について

一関市債権管理条例（平成27年一関市条例第30号）第13条第1項の規定により、一関市一般会計に係る債権の放棄をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月3日提出

一関市長 佐藤善仁

令和5年度 一関市一般会計債権放棄報告書

1 放棄した債権

名 称	放棄の事由	債権発生年度	件 数	金額(円)
市有財産貸付料	行方不明 (条例第13条第1項 第4号)	令和2年度	1	9,450
		令和3年度	1	14,175
		令和4年度	1	3,150
	小 計		3	26,775
市営住宅解体撤去 費	相続放棄 (条例第13条第1項 第5号)	平成26年度	1	928,200
大東町黒毛和種繁 殖雌牛貸付金収入	時効 (条例第13条第1項 第3号)	平成25年度	1	446,040
合 計			5	1,401,015

2 債権を放棄した日 令和6年3月31日

報告第31号

一関市水道事業会計に係る債権の放棄の報告について

一関市債権管理条例（平成27年一関市条例第30号）第13条第1項の規定により、一関市水道事業会計に係る債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月3日提出

一関市長 佐藤善仁

令和5年度 一関市水道事業会計債権放棄報告書

1 放棄した債権

名 称	放棄の事由	債権発生年度	件 数	金額(円)
		平成26年度		
水道料金	時効 (条例第13条第1 項第3号)	平成27年度	1	29,935
		平成28年度	4	87,566
		平成29年度	25	307,061
		平成30年度	58	461,261
		合 計	89	911,473

2 債権を放棄した日 令和6年3月31日